

## 東葉高速鉄道活性化協議会規約

### (設置)

第1条 この協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため、東葉高速鉄道活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (名称及び事務所の位置)

第2条 協議会の名称及び事務所の位置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 名称 東葉高速鉄道活性化協議会
- (2) 事務所の位置 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市市役所内

### (担当事務)

第3条 協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要とする事項の実施に関すること。

### (組織)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員及びオブザーバーをもって組織する。

### (会長)

第5条 会長は、別表1に掲げる委員の互選によってこれを定める。

### (副会長)

第6条 副会長は、別表1に掲げる委員のうちから会長が指名する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 別表1に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。前号以外の委員については、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、会長があらかじめ委員に通知する。

(会議の運営)

第9条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議の議決の方法は出席した委員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 前5項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、八千代市総務企画部総合企画課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、船橋市、八千代市及び関係団体の負担金、国からの補助金、その他の収入をもって充てる。

(監事)

第13条 協議会に監事を置く。

2 協議会の出納の監査は、会長が指名する別表1に掲げる委員がこれを行う。

3 前項の規定により指名を受けた監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第15条 第4条で定める委員及びオブザーバーは、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額、支給方法等については、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則 この規約は、平成20年10月1日から施行する。

別紙 1

委員

八千代市	総務企画部長
船橋市	企画部長
東葉高速鉄道株式会社	社務総括及び総務部担当常務取締役 運輸施設部担当常務取締役
千葉県	総合企画部交通計画課長

オブザーバー

国土交通省 関東運輸局	鉄道部計画課長
国土交通省 関東運輸局 千葉運輸支局	首席運輸企画専門官
東京地下鉄株式会社	経営企画本部経営管理部次長